

先端計測分析技術・機器開発における 知的財産の取扱いについて

先端計測分析技術・機器開発における知的財産の取扱いについて

研究開発の現状

技術の高度専門化、複雑化に伴う「自前主義」による研究開発の限界

知的財産の取扱

日本版バイ・ドール制度により、政府資金を供与して行う全ての委託研究開発に係る知的財産権について、100%受託者に帰属

- 目的
- ① 技術に関する研究開発活動を活性化
 - ② 研究成果を事業活動において効率的に活用

問題点・課題

- ・複数の要素技術により構成される機器の開発において、知財の囲い込み、散在により、標準化や円滑な製品化が阻害されていないか
- ・相互に所有する技術を提供しあい、新たな先端計測分析機器の開発を進めることを可能にするような枠組みが必要ではないか
- ・大学等が所有する特許の利用率を向上させる仕組みが必要ではないか

等

今後の研究開発の姿

「オープン・イノベーション」に対応した研究開発支援スキームの検討

知的財産の取扱

「クローズド・モデルの知財戦略」と
「オープン・モデルの知財戦略」
の組合せ。

パテントプールの形成等による知財活用、標準化を促進する枠組みが必要ではないか！

資料: イノベーション力を強化する産業技術政策の在り方(中間報告)～出口を見据えた競争と協調～(産業構造審議会)
オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について(知的財産戦略本部)
「日本版バイ・ドール」について(経済産業省)

先端計測分析技術・機器開発事業における特許等の状況について

開発課題の採択及び特許の出願状況

	採択 課題数	特許 出願 件数	特許の出願先		
			大学等	独法等	企業等
要素技術	57	60	40	15	5
機器開発	48	145	64	4	77
実証・実用化	10	3	0	0	3

(平成21年3月末現在)

注1: 出願件数は、開発実施機関から提出された「知的財産権出願等通知書」に基づき集計。

注2: 機関別件数については、複数の機関による共同出願の場合、中核機関または筆頭機関を1件として集計。

政策文書における方針・計画等

政策文書における方針・計画等 ①

『第3期科学技術基本計画』（平成18年3月28日 閣議決定）

第3章 科学技術システム改革 3

3. 科学技術振興のための基盤の強化 (4) 標準化への積極的対応

研究開発成果の普及には標準化への積極的な対応が重要であり、産業界が主体的に標準化活動を担う中で政府をはじめとする関係機関は効果的な支援を行う。

国や公的研究機関は、研究開発プロジェクトを実施するに際し、研究開発計画の中に知的財産戦略のみならず標準化戦略を明確に位置付け、標準化活動に取り組む。

『第3期知的財産戦略の基本方針』（平成21年4月6日 知的財産戦略本部決定）

(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉

【重点施策】

〈国際標準化活動の強化〉

○標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産権の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。

政策文書における方針・計画等 ②

『国際標準総合戦略』（平成18年12月6日 知的財産戦略本部決定）

第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

1. 経営者の意識を改革する

1995年のWTO/TBT1協定の発効以後、(1)諸外国による国際標準化への戦略的取組、(2)先端技術分野を中心とした事前標準の広がり、(3)知的財産を含む国際標準の増加、(4)デジタル化の進展による産業構造の変化など、国際標準化を取り巻く環境は、めまぐるしく変化している。国際標準の重要性が一層高まっているだけでなく、その目的や内容にも質的な変化が見られ、これまで標準化によるビジネスへの影響が薄いと考えられていた分野においても国際標準化への積極的取組が必要となってきた。研究開発の最前線で標準化が行われる時代となり、標準化戦略と、研究開発戦略、知的財産戦略とを切り離して考えることができなくなった。

国際標準はイノベーション促進の観点からも重要である。研究開発の成果を、国際標準により市場と社会に展開することによって、世の中に变革をもたらすイノベーションの実現が可能となる。

また、自己の技術を国際標準化することにより、研究開発投資の早期回収を図り、新たな研究開発の資金とするサイクルを確立することができる。

更に、先端技術分野における国際標準化は、技術開発の方向性における不確実性(いわゆる「死の谷」の問題も含め)を減少させ、国際標準化により創出された共通のプラットフォームに基づく更なるイノベーションの創出を促進する面もある。

今後、我が国の産業競争力を維持・向上していくためには、企業の経営者が、標準化に対する伝統的な理解にとらわれず、国際標準を経営上の重要ツールとして戦略的に活用するという認識を持ち、社内の取組強化において指導的役割を果たすよう、その意識改革を促進していく必要がある。

4. 国際標準における知的財産の活用を図る

特許権を含む国際標準が増加する中、国際標準に関し、特許のロイヤリティを支払う側となるか、受け取る側となるかでは、市場における競争力において大きな差を生じることとなる。

自社技術の国際標準化には、自社技術の普及が促進される反面、当該技術が非競争領域化する(後発企業の参入が促進される)というトレードオフ関係が存在する。特に先端技術分野においては、自社技術を標準化しつつ、市場における競争優位を確保するため、特許権等の自社の知的財産を適切に活用することも考慮する必要がある。

(具体的取組)

○企業に対し、国際標準化の方向性を踏まえた国際的な特許権の取得と、その適切な活用を促す。

政策文書における方針・計画等 ③

『国際標準総合戦略』（平成18年12月6日 知的財産戦略本部決定）

第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

7. 産業界の自主的活動を促す支援策を強化する

国際標準化活動の中心的担い手は産業界ではあるが、学や官によるサポートも重要である。我が国における国際標準化活動の活性化は、我が国消費者の利益や、個々の企業の利益を超えた我が国産業界全体の利益など、日本全体の国益に通じるものであり、産学官の連携による国際標準化活動を推進すべきである。

特に、国際標準化活動では様々な経験的知識が要求される場所、経験の乏しい企業や工業会が、新規に国際標準化活動に参加しようとした場合のハードルが高いのも事実である。産業界の自主的活動を促す支援策の強化が求められている。

（具体的取組）

○ 国際標準化活動の戦略的な進め方について情報提供とアドバイスを行うワンストップの相談窓口を整備する。

第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する

1. 国全体の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する

民間企業における研究開発は、実際の製品やサービスに直接関連するものが多く、研究開発の段階から、将来の国際標準化を視野に入れた一体的な取組が必要であることは言うまでもない。

一方、近年では、国費を原資とする研究活動においても、研究成果の社会的還元が重視されるようになってきている。国際標準化は、研究開発成果を広く社会に普及するための重要なツールであり、研究成果の国際標準化が望める分野においては、国際標準化を視野に入れた研究計画の立案が推奨されるべきである。

また、国際標準の活用により、国費による研究の成果を我が国産業の国際競争力の向上につなげることも、国の研究開発成果の社会還元として重要である。国際的な特許権の取得とあわせ、国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進することが必要である。

（具体的取組）

○ 国費による研究開発の評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究プロジェクトの事前、中間及び事後評価等における評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置づける。

○ 国際標準の獲得により我が国産業の発展が望める分野に対し、戦略的に研究資金の配分を行うとともに、企業に対しても同様の取組を促す。